

綾瀬市ものづくり人材育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業従業員等の技術力向上、専門知識習得のための技術者研修を受講させる事業所に対して、補助金を交付することに関し、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業所（支社、支店及び分工場等を含む。）及び個人であって、従業員を雇用している者をいう。
- (2) あやせ工場スマートナビ 綾瀬市内の中小企業の情報を集約し、市内外に発信するとともに、ビジネスマッチング機能等を実装した綾瀬市が管理・運営するプラットフォームをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者、事業継続が1年未満であって綾瀬市中小企業融資制度要綱（平成29年4月1日施行）第3条第3号に規定する創業支援融資を受けている中小企業者又は綾瀬市企業の立地促進等に関する条例（平成24年綾瀬市条例第9号。以下「企業立地条例」という。）第5条に規定する事業計画の認定を受け、操業を開始した中小企業者。ただし、資本金の2分の1以上を大企業が所有している、又は、役員のうち2分の1以上を大企業が占めている中小企業及び企業立地条例に係る認定を受け、操業を開始してから1年を経過していない中小企業者を除く。
- (2) 主たる業種が、日本標準産業分類の大分類（平成21年3月17日総務省告示第175号）に分類される製造業である者
- (3) 納期限の到来した市税を完納している者

(4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当しない者

(5) あやせ工場スマートナビに自社及び団体を組織する中小企業者が、企業情報等を掲載している者、または交付決定までに掲載を行う者。

（補助対象事業）

第4条 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所、独立行政法人独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校、株式会社さがみはら産業創造センター、神奈川県立産業技術短期大学校、神奈川県立東部総合職業技術校及び神奈川県立西部総合職業技術校が主催する研修を受講する事業

（補助対象経費等）

第5条 補助金の額は、研修受講料（消費税は除く）の2分の1の以内の額、かつ、同一年度内で20万円を限度とし、予算の範囲内とする。算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市ものづくり人材育成補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該事業の実施年度内に市長に提出しなければならない。

(1) 綾瀬市ものづくり人材育成説明書（第2号様式）

(2) 反社会的勢力に係る誓約書（第3号様式）

(3) 役員等一覧表(第4号様式)

(4) その他市長が必要とする書類

2 補助事業完了後に補助金の交付を申請する場合は、第10条の実績報告書を添付しなければならない。

（補助金の決定通知）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付について適否を決定し、綾瀬市ものづくり人材育成補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

- (1) この要綱又は法令に違反したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (3) 第3条に規定する要件を満たさないとき。
- (4) その他、市長が不相当と認めたとき。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、前条に規定する取消しを決定したときは、綾瀬市ものづくり人材育成補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項による実績報告は、綾瀬市ものづくり人材育成補助金実績報告書（第7号様式）によるものとし、同条同項の規定による市長の定める期日は、事業完了日の属する年度の3月31日とする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の請求書の提出があった日から30日以内に支払うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規

定は、令和4年1月13日から適用する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

綾瀬市ものづくり人材育成補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所 在 地
事 業 所 名
代表者職・氏名
電 話 番 号 ()
担当者所属・氏名

綾瀬市ものづくり人材育成補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり
関係書類を添えて補助金の交付を申請します。なお、交付決定にあたり、市税の納付
状況を確認することについて同意します。

1 申請者概要	業 種		市 内 操 業 開始年月日	年 月 日
	資本金	円	従 業 員 数	人
	☐ 資本金の 2 分の 1 以上を大企業が所有していない。 ☐ 役員のうち 2 分の 1 以上を大企業が占めていない。			
2 総 事 業 費 (補助対象経費)	(			円 円)
3 申 請 金 額				円
4 添 付 書 類	(1) 事業説明書（第 2 号様式） (2) 反社会的勢力に係る誓約書（第 3 号様式） (3) 役員等一覧表（第 4 号様式） (4) その他市長が必要とする書類			

第2号様式（第6条関係）

綾瀬市ものづくり人材育成説明書

研 修 等 名 称		
受講者所属・氏名	所属	氏名
研修の目的・ねらい （受講者が受講後に どのように変わること を期待しているか など具体的に記載す ること）		
研 修 受 講 料	円	
研 修 機 関	機関名	
	所在地	
	電 話	
添 付 書 類	受講料の払い込みを証明する書類の写し、又は領収書	

第3号様式（第6条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所
商 号 又 は 名 称
代表者役職名・氏名
電 話 番 号
担当者所属・氏名

当社、当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等（以下「反社会的勢力」という。）に該当すること、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与していること、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していること並びに当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っていることは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し、照会を行うことについて同意いたします。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を貴殿に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を確認し、市長に報告いたします。

以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

第4号様式（第6条関係）

役員等一覧表

年 月 日現在

住 所
商 号 又 は 名 称
代表者役職名・氏名
電 話 番 号

役職名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住所

- ※ この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を全員記入してください。
また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。
個人の場合については、個人事業主を記入してください。
- ※ 同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。
- ※ この名簿により欠格事項の該当の有無を確認するため神奈川県警察本部長に対し照会させていただく場合がありますので御了承下さい。

第5号様式（第7条関係）

綾瀬市ものづくり人材育成補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市ものづくり人材育成補助金の交付については、綾瀬市ものづくり人材育成補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助対象事業	
2 決 定 区 分	☐ 交付する ☐ 交付しない（理由 ）
3 補 助 金 交 付 決 定 額	円
4 補 助 条 件	綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則 及び綾瀬市ものづくり人材育成補助金交付要綱の遵守

第6号様式（第9条関係）

綾瀬市ものづくり人材育成補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで補助金の交付決定を行った綾瀬市ものづくり人材育成補助金について、綾瀬市ものづくり人材育成補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

取消しの内容	
取消しの理由	

第7号様式（第10条関係）

綾瀬市ものづくり人材育成補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所 在 地
事 業 所 名
代表者職・氏名
電 話 番 号 （ ）
担当者所属・氏名

綾瀬市ものづくり人材育成補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり事業が完了したので報告します。

1 総 事 業 費 （補助対象経費）	円 （ 円）
2 補 助 金 額	円
3 事 業 効 果	
4 添 付 書 類	研修修了証書等の写し